

## 令和4年度 第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会

1 開催日時 令和5年2月13日(月曜日) 13時30分～14時50分

2 開催場所 保健会館1階検診室

3 出席者

[会長]

千葉人権擁護委員協議会習志野支部会 浅田 和子

[委員]

千葉県済生会習志野病院 黒田 文伸

習志野市歯科医師会 板谷 賢二

習志野市薬剤師会 宇野 弘展

習志野保健所 小野 悅子(代理)

習志野市立小中学校長会 戸丸 量博

習志野市障がい者地域共生協議会 松井 秀明

習志野市介護保険事業者連絡協議会 中濱 大介

習志野市社会福祉協議会 杉山 啓子

習志野市連合町会連絡協議会 斎藤 真一

習志野市民生委員児童委員協議会 五関 清

習志野市高齢者相談員協議会 西山 洋子

習志野市商店会連合会 風見 一輝

習志野商工会議所大型店連絡協議会 岡澤 讓治

習志野市消防団 池田 博

危機管理監 亀崎 智裕

消防長 廣瀬 義嗣

協働経済部部長 根本 勇一

学校教育部部長 菅原 優

健康福祉部部長 島本 博幸

[事務局]

健康福祉部 次長 海老原 智実

健康福祉部 副参事 健康支援課 課長事務取扱 吉岡 治

健康福祉部 主幹 健康支援課 篠塚 美由紀

健康支援課 医療・予防接種係 係長 橋本 法子

主査 高橋 美紀

主任技師 板垣 麻衣

総務部 主幹 危機管理課 倉上 典久

4 議題

(1)審議 住民接種マニュアルについて[諮問～説明～質疑]

(2)報告 新型コロナウイルス感染症の対応経過

## 5 会議資料

- ・次第
- ・席次表
- ・資料1 新型インフルエンザ等対策審議会の経緯
- ・資料2-1 習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく住民接種マニュアルの策定について
- ・資料2-2 接種区分別対象者と接種体制
- ・資料2-3 基礎データと接種体制
- ・資料3 新型コロナウイルス感染症の対応経過

## 6 議事内容

- (1) 会長の選出  
指名推薦により淺田委員を選出
- (2) 副会長の選出  
会長一任により杉戸委員を選出
- (3) 会議の公開
- (4) 会議録の作成等
- (5) 会議録署名委員の指名  
淺田会長より黒田委員を指名
- (6) 諒問  
市長から審議会淺田会長へ諒問書手交  
市長挨拶後、退席
- (7) 審議 住民接種マニュアルについて

### ・新型インフルエンザ等対策審議会の経緯

【事務局 板垣】(参照 資料1)

新型インフルエンザとは、一般的な季節性インフルエンザのウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより発生する。

国は新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)を制定、施行。

習志野市においては、平成28年度に習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定。平成29年度に習志野市新型インフルエンザ等行動計画に基づき、情報提供マニュアルを策定。

### ・習志野市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく住民接種マニュアルの策定について

【事務局 篠塚】(参照 資料2-1)

予防接種の目的は、個人の発病や重症化を防ぐことで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめること。実施方法は、特定接種と住民接種がある。

特定接種は、政府対策本部から厚生労働大臣に指示され実施するもので、登録事業者の従業員に対するというもの、対策に従事する国家公務員に対するものがあり、新型インフルエンザ対策に従事する地方公務員に対する特定接種についても指示される。

住民接種は、新型インフルエンザ等緊急事態において、政府対策本部の決定に基づき、厚

生労働省が都道府県を通じ、市町村に実施するよう指示がなされ、市町村長が住民接種を実施する。

住民接種は令和3年3月末までに各自治体に策定するよう国より示されていたが、新型コロナウイルス感染症により、この策定期限が延長され、現在、国からは示されていない。

住民接種の接種対象者は、4群に分類され、発生した新型インフルエンザ等の病原性を踏まえ、政府対策本部が優先順位を決定する。

住民接種マニュアルの構成(案)は、1. 住民接種の位置付けとして住民接種の定義や法的・行動計画の位置付け、2. 住民接種体制に関する基本的な考え方として対象者や実施方法、3. 接種区分対象者と接種体制として対象者の把握方法と見込み数、4. 接種スケジュール案、5. 実施にむけた体制として発生期に応じた具体的取り組みを盛り込みたい。

スケジュール案は、今年度は本日開催の1回、来年度は2回を計画し、全3回を通じて審議し、来年度中の策定を目指したい。

今回は住民接種に関する準備審議として、住民接種の体制に関する基本的な考え方について、意見をいただきたい。

・接種区分別対象者と接種体制(案)について(参照 資料2-2)、国の考え方は、住民接種は原則として集団的接種による実施、集団的接種には地域集団接種と施設集団接種の2種類があること、地域集団接種では対応困難な者に対し、地域訪問接種による対応としている。

接種区分としては、地域集団接種は接種会場となる公民館や体育館集会所等での接種、施設集団接種は医療機関や社会福祉施設、学校等、集団を活用して接種、地域訪問接種は在宅医療の患者など集団接種での対応が難しい方に個別に接種する。

本市の考え方は、定期的に健診等を受ける機会がある人は、かかりつけ医での個別接種、入院や入所による集団生活をしている人は施設集団接種、「個別接種」「施設集団接種」「地域訪問接種」以外の対象は、地域集団接種とする。国の示す接種順位により接種区分が偏る場合などは、接種区分の調整を行うことがある。国の体制と異なる点は、個別接種を追加した。

・基礎データと接種体制(案)について(参照 資料2-3)、国は接種計画の策定を、27年の国勢調査の結果を使うよう示されているが、令和2年国勢調査の数字に更新されると見込み、令和2年の数で試算すると、地域集団接種は、130,765人(体育館や庁舎等。医療機関の休診日での実施を想定)、個別接種は、41,782人(予防接種等実施医療機関での実施)、施設集団接種は、2,315人(各医療機関の医師や配置嘱託医による施設単位の接種)、地域訪問接種は、在宅で往診による接種を想定。

#### (質疑)

【杉山委員】個別接種をする予防接種等実施医療機関は市内何ヶ所あるのか。

【事務局 篠塚】現在、子ども・高齢者の予防接種を実施しているのが約50~60医療機関ある。

【黒田委員】新型コロナワクチンの際に、病院での接種や集団接種はよく機能していたと思われるが、在宅医療を受けている方については、往診の医師が接種するのか。

【事務局 篠塚】在宅医療でかかりつけの往診の医師に接種していただくと考えている。

【黒田委員】新型コロナワクチンのときに往診で接種をされた方はいたのか。病院での接種や集団接種はよく聞いていたが、在宅での接種がいたかはあまり聞いたことがない。在宅医の許可が必要かと思う。数も多くはないと思うが。

【事務局 篠塚】数の把握はできていない。

【黒田委員】ありがとうございます。

【松井委員】障がい分野での確認、グループホームの関連は施設集団接種か地域集団接種か。

【事務局 篠塚】グループホームについては、国は施設集団接種としている。この形がよろしいのではないかと事務局では考えているが、他に適切と思われるものがあれば意見をいただきたい。

【松井委員】習志野市では障がい分野においては身体的グループホームは少ないと思われる。知的障がい者は、付き添いによる個別接種が可能と思われるが、身体障がい者については正確なデータは把握できていない。

【淺田会長】習志野市が個別接種を取り入れた背景についてもう少し追加説明があると意見が出やすいのではないか。

【事務局 篠塚】鳥インフルエンザについては新型コロナウイルス感染症の前に流行し、そのときは医療機関での接種をしていた。しかし国が示した平成25年新型インフル行動計画は、鳥インフルエンザのときに医療機関で予約の電話を受けたり、実施したりが困難であったという状況等をふまえ、国は集団的接種の形を示した。しかし今回のコロナの状況をふまえると、集団接種だけでなく、各医療機関でも協力をいただけないと、かかりつけ医で個々の身体の状況がわかる医師に接種をしていただけるため、健康上の管理がしやすい。医師会と相談の上であるが、集団接種と個別接種を組み合わせた体制を考えている。

【淺田会長】本日は村山委員が欠席であり、本来であれば医療機関としての意見ももらいたかったが、次回そのような話題があれば貴重な意見がもらえるのではないか。受ける側としては、接種の機会が増えるのはありがたい。

【杉山委員】新型コロナワクチンの際、社会福祉協議会では秋津、袖ヶ浦から東部体育館に行くために車いすを貸してほしい、という人が結構いた。家から遠い会場まで行くための手段が課題。個別接種ができるところの人にとってはありがたいと思うが、それによる医療機関が忙しくなってしまうことが懸念される。ぜひ個別接種を取り入れていただきたいが、新型コロナワクチンのときの状況を検証して、医療機関のひつ迫にならないような方法を検討してほしい。

【黒田委員】新型コロナワクチンのときは国から与えられた分を職員に接種したが、各医療機関へのワクチンの数は国からの配分で決められた分となるのか。

【事務局 篠塚】国から県、県から自治体、と配分される。ただし用意できるワクチンの数により、その配分が決まってくるため、実際に起こってみての対応となると思われる。

【黒田委員】新型コロナワクチンの際は接種券が配布されたり、システムが普及したが、新型インフ

ルエンザの場合も同様にミスが起こらないようなシステムを使うのか。

【事務局 篠塚】新型コロナワクチンについては接種した段階ですぐに反映できるシステムが全国で使われた。今後起こってくる住民接種が必要というものについては、システムの活用等、国からなんらかの指示があるとありがたい。

【中濱委員】国の方針を踏襲しつつ、習志野市独自の個別接種を取り入れた背景について、事務局より説明を受けた。効率性や利便性を担保する意味では重要と思うが、高齢者施設で働いている身としては、医療機関の大変さを感じる機会が多い。新型コロナワクチンでの結果を検証して医療機関に過重な負担とならないよう、決めていきたい。

【西山委員】高齢者相談員の立場から話すと、新型コロナワクチンのときに第1回目、2回目のときはかなり混乱されていたが、回を重ねるごとにかかりつけ医で「うちで打てますよ」と声をかけていただいたという声を聞き、かかりつけ医の重要性を感じた。

【松井委員】障がいの分野における特別支援学校に通う学生は、小中高校生に該当するのか。

【事務局 篠塚】特別支援学校に通う学生は、実施方法は同じ考え方と想定している。

【淺田会長】学校等での接種については、配慮する部分として事務局より説明があったが、学校での状況はどうか。

【戸丸委員】国の案では小中学生は施設集団接種となっているが、習志野市では配慮をいただき、差別等の観点から個別接種となっている。接種をしていない学生が差別やいじめを受ける可能性があるため、個別接種がよいと思われる。

【中濱委員】住民接種を受けない人への勧奨や方法等について教えていただきたい。

【事務局 篠塚】計画においては國の方では国民全員として示しているが、実際に予防接種を受ける際には本人の同意が必要であり、あくまで本人の意思による接種という形で案内する。

【杉山委員】高齢者、障がい者、自分で金銭の管理が難しい方の自宅での支援をしているときなど、意味もわからずに接種が怖い方や、打たないという高齢者がいた。集団接種のことも重要だが、接種をすることによる効果について、施設にも事前に配布して啓発をするなど、接種に対する理解が進まないと、打つべき人が打たずに罹患する可能性もある。任意接種なので難しいと思うが、対象に合わせた啓発をしてほしい。

【岡澤委員】この会議自体は平成の時代に立ち上がり、まだパンデミックや新型コロナウイルス感染症を経験する前であったが、実際に新型コロナウイルス感染症が流行すると会議すらできない状況であった。我々はこの3年間に新型コロナウイルス感染症のパンデミックを経験した。まずはこの経験を検証する必要がある。マニュアルを作っても、マニュアル通りにいかないということはこの新型コロナウイルス感染症で経験した。ワクチンが思い通りに手に入らなかったり、人々の意識がメディア情報で左右されたり、本来守られるべき人権の問題など、色々な経験をした。今後、新型コロナワクチンでの経験を検証した上で進めていくことになると思うが、再度課題を整理し、マニュアルの策定に持つていけたらと思う。

【黒田委員】集団接種のときに副作用は少ないがアナフィラキシーなどが起こることがあり、会場では救急カートの用意はあるのか。それはどこから調達しているのか。

【事務局 篠塚】アドレナリンなどの救急時に使える薬剤を集団接種の会場に準備している。また、医師会の救急力一トを現地に持って行って対応している。

【浅田会長】貴重な視点がいくつか出てきている。令和4年度 新型インフルエンザ等対策会議 住民接種マニュアルについて本日の審議内容をもとに、令和5年度の継続審議とする。これに御異議があるか。

【委員】異議なし

(8) 報告

- ・新型コロナウイルス感染症の対応経過（概要）

【事務局 篠塚】（参照 資料3）

新型コロナウイルス感染症の発生から、本市の対応の大きな流れを時系列にまとめたもの。新型コロナウイルス感染症での対応を踏まえ、今後、国の行動計画が見直されると思われる。国の行動計画及び県行動計画の見直しが行われた際には、本市の計画見直しも実施する予定。ワクチン接種マニュアルの策定については、次回、マニュアル案を示したい。

(9) その他

【事務局 板垣】

- ① 令和5年度第1回新型インフルエンザ等対策審議会は改めて日程伺いする。
- ② 名簿公開に係る同意書を机上に置いて帰るようお願いする。

【浅田会長】これをもって令和4年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会を閉会する。

上記のとおり令和4年度第1回習志野市新型インフルエンザ等対策審議会の議事が経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、出席者1名が署名する。

令和5年3月14日

署名人 黒、白 文伸